



# 偽造キャッシュカード 問題への取り組み

---

平成17年2月25日

全国銀行協会



# 全銀協による実態調査

- 平成16年1月以降、偽造キャッシュカードによる預金等引出しの実態調査
- 平成17年2月22日公表分

平成13年度	1件	19百万円
平成14年度	3件	13百万円
平成15年度	92件	277百万円
平成16年4月～6月	53件	188百万円
平成16年7月～9月	68件	271百万円
平成16年10月～12月	186件	348百万円



## 問題の認識

---

偽造キャッシュカードによる預金等引出し事件は、お客さまの預金の安全性を脅かし、銀行業の要であるお客さまからの「信頼」を根幹から崩しかねない重大な問題である。



# 業界の取り組み

- 会員向けセミナーの実施(H16/3)
  - 警察庁及び弁護士から偽造キャッシュカード事件への対応について講演
- 会員銀行間での情報共有(H16/4～)
  - キャッシュカード取引の技術的な課題、銀行の民事的責任、個別行の対応について情報交換。全会員宛還元
- 警察庁・金融庁・銀行界の連絡会開催(H16/12)
  - 相互に取り組み状況を情報交換
- 積極的な捜査協力を申し合わせ(H16/6)
  - 被害届の提出ルートの特明確化



## お客さまへの注意喚起

---

- チラシ配布(H15/12、H16/3、H16/12)
- ATMへのステッカー貼付(H16/3)
- フリーペーパーでの広告(H16/3)
- WEB広報(H15/12～)



## あなたの 暗証番号は 大丈夫ですか？

暗証番号は、生年月日、電話番号などを避け、他人に推測されにくいものをお使いください。

生 年 月 日  
電 話 番 号  
住 所 の 地 番  
自 動 車 の ナ ン バ ー

といった暗証番号は、見破られるおそれがあります。  
(たとえば、生年月日や住所の地番は、運転免許証などで確認できます)

**推測されやすい番号をお使いの場合には、  
すみやかに変更されることをお勧めします。**

(変更方法はお取引銀行へご相談ください)

- ◆預金の引出しなどの際に、暗証番号を後ろから盗み見られたり、他人に知られたりしないようご注意ください。
- ◆銀行員、銀行協会職員、警察官などが、店舗外や電話などで暗証番号をお尋ねすることはありません。不審な場合には、直ちにお取引銀行へご相談ください。
- ◆キャッシュカードも通帳や印鑑と同様大切なものであり、厳重な管理をお願いします。

全国銀行協会

### 【チラシ】

〈サイズ〉タテ21cm × ヨコ10cm  
〈設置場所〉会員の店頭・窓口



## あなたの暗証番号は 大丈夫ですか？

- ◆生年月日や電話番号など、他人に推測されやすい暗証番号は、すみやかに変更されることをお勧めします。
- ◆預金の引出しなどの際に、暗証番号を後ろから盗み見られたり、他人に知られたりしないようご注意ください。
- ◆銀行員、銀行協会職員、警察官などが、店舗外や電話などで暗証番号をお尋ねすることはありません。

全国銀行協会

### 【ステッカー】

〈サイズ〉タテ6cm × ヨコ12cm  
〈貼付場所〉会員銀行のCD・ATM

## あなたの暗証番号は大丈夫ですか？

全国銀行協会  
☎03(3216)3761

- ◆生年月日や電話番号など、他人に推測されやすい暗証番号は、すみやかに変更されることをお勧めします。
- ◆預金の引出しなどの際に、暗証番号を後ろから盗み見られたり、他人に知られたりしないようご注意ください。
- ◆銀行員、銀行協会職員、警察官などが、店舗外や電話などで暗証番号をお尋ねすることはありません。

### 【フリーペーパー】

〈スペース〉半1段  
〈掲載紙〉リビング新聞(東京・大阪・名古屋 31エリア)  
〈掲載日〉平成16年3月13日、20日

Main Menu

HOME

全銀協の概要

ニュース/会長会見

意見書/要望書

統計資料

刊行物

採用情報

会員のページ

リンクのページ

全銀協TIBOR

銀行よらず相談所

全国銀行個人信用情報センター

銀行図書館

講師派遣

預金保険制度のご案内

ご注意ください!

**キャッシュカードが偽造され引き出される被害が拡大しています!**

- ・キャッシュカードの磁気データをコピーした偽造キャッシュカードを使い、預金などが引き出されたと思われる事件による被害が拡大しています。このような被害に遭わないために、キャッシュカードの管理には十分ご注意ください。
- ・キャッシュカードを入れた財布などを、長時間手元から離すことがないようにしましょう。
- ・空き巣や車上盗難の被害に遭った際は、キャッシュカードが盗まれていなくても、磁気データがコピーされている可能性があります。空き巣や車上盗難に遭った場合には、念のため、お取引銀行までご連絡ください。

**キャッシュカードや暗証番号の取扱いにご注意!**

- ・暗証番号には他人から推測されやすい、例えば、生年月日、電話番号、車のナンバー等の番号のご利用はお避けください。推測されやすい番号は、すみやかに変更されることをお勧めします。
- ・キャッシュカードの暗証番号はキャッシュカードのみにご利用いただくことをお勧めします。ゴルフ場の貴重品ボックスからキャッシュカードを盗み取り、磁気データをコピーし、貴重品ボックスの暗証番号とキャッシュカードの暗証番号が同一であったため、預金が引き出された事件が発生しました。
- ・キャッシュカードの暗証番号は他のサービスの暗証番号として使うことは避けましょう。
- ・預金の引出しの際に、暗証番号を後ろから盗み見られたり、他人に知られたりしないようご注意ください。
- ・銀行員、銀行協会職員、警察官などが店舗外や電話などで暗証番号をお尋ねすることはありません。不審な場合には、直ちにお取引銀行へご照会ください。

**不正な振込請求にご注意!**



# 偽造キャッシュカード対策に関する申し合わせ（H17/1）

- 偽造キャッシュカード対策に関して、会員各行が積極的に検討し、一層の取り組み強化を図ることを申し合わせた
  - 偽造キャッシュカードが使われないために
  - 偽造キャッシュカードを作られないために
  - 偽造キャッシュカードによる被害が拡大しないために
  - 万一、お客さまが被害に遭われた場合のために





## 銀行の取り組み(例)

---

- ICカード対応
- 生体認証の導入
- 利用限度額の引き下げ、モニタリング

# 万一、お客様が被害に遭われた場合のために



- 規定や法に照らした真摯な対応

- 全銀協カード規定試案

「当行が、カードの電磁的記録によって、支払機または振込機の操作の際に使用されたカードを当行が交付したものとして処理し、入力された暗証と届出の暗証との一致を確認して預金の払戻しをしたうちは、カードまたは暗証につき偽造、変造、盗用その他の事故があっても、そのために生じた損害については、当行および提携先は責任を負いません。ただし、この払戻しが偽造カードによるものであり、カードおよび暗証の管理について預金者の責に帰すべき事由がなかったことを当行が確認できた場合の当行の責任については、このかぎりではありません。」

→現在のカード規定でも、銀行が補償することは可能

- 保険付預金商品等



## 今後の全銀協の取り組み

---

- 各銀行の取り組みを働きかけ、サポート
- 補償のあり方を含み、真剣な議論を継続
  - 金融庁スタディグループ等
- インフラ、環境整備
  - ICカード標準化、認証局、機器認定制度等
- お客様への広報活動

平成 17 年 1 月 25 日

## 偽造キャッシュカード対策に関する申し合わせ

全国銀行協会

私ども銀行界は、偽造キャッシュカードによる預金等引出し事件が、お客さまの預金の安全性を脅かし、銀行業の要であるお客さまからの「信頼」を根幹から崩しかねない重大な問題であると認識している。

キャッシュカードは、広くお客さまに利用いただいております。各行は、お客さまに安心してお取引いただくための諸施策に取り組んできているところである。

今般、偽造キャッシュカード問題に関して、下記をはじめとした対策を各行が積極的に検討していくこととし、一層の取り組みの強化を申し合わせる。

### 記

#### 1. 偽造キャッシュカードが使われないために

##### ○ 暗証番号のセキュリティ強化

- ・ 暗証番号変更に関する利便性の確保
- ・ A T M画面の覗き見防止措置の実施
- ・ 類推されやすい番号を使用することに対する注意喚起
- ・ 貴重品ボックス等に寄託する際の暗証番号の利用に関する注意喚起
- ・ 暗証番号の定期的な変更の推奨 等

#### 2. 偽造キャッシュカードを作られないために

##### ○ 磁気ストライプと暗証番号に代わる新たなシステムの導入

- ・ キャッシュカードの I Cカード化
- ・ A T Mにおける生体認証による本人確認 等

- お客さまのカード管理の厳正化の呼びかけ
  - ・ キャッシュカードを長時間手許から離すことに対する注意喚起 等

3. 偽造キャッシュカードによる被害が拡大しないために

- キャッシュカードの利用限度額引き下げ
  - ・ お客さまによる一日あるいは一回あたりの利用限度額を任意に設定することのできる仕組みの整備
  - ・ 一日あるいは一回あたりの利用限度額の引き下げ 等
- モニタリング
  - ・ 異常な取引を早期に発見できる体制の整備 等

4. 万一、お客さまが被害に遭われた場合のために

- 捜査への積極的な協力
  - ・ 銀行からの速やかな被害届の提出
  - ・ 防犯ビデオの保管期限の延長 等
- 補償の検討
  - ・ 規定や法に照らした真摯な対応
  - ・ 保険付預金商品の開発への取り組み 等

以 上